

防大情第425号
28. 3. 31

各 部 長
総合情報図書館長 殿
各 学 群 長

防衛大学校長

防衛大学校アーカイブ委員会の設置について(通達)

改正 令和2年3月31日防大総第580号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 設 置

防衛大学校におけるアーカイブ事業に関する事項を審議するため、防衛大学校アーカイブ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 構 成

委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 委員長 総合情報図書館長

(2) 委 員

ア 総務課長、教務課長、学生課長、総合情報図書館事務長

イ その他防衛大学校長（以下「学校長」という。）が指名する者

(3) 委員長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

3 審議事項

委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) アーカイブ事業の構築、運用及び推進に関すること。
- (2) アーカイブ事業計画に関すること。
- (3) 史編さん事業に関すること。
- (4) その他アーカイブ事業に関し、委員長が必要と認めた事項

4 運 営

委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を統括する。

5 アーカイブ化作業チーム

委員会の下に、史資料に関する調査、研究、教育及び収集を行うアーカイブ化作業チーム（以下「作業チーム」という。）を置き、学校長が指名する作業チーム長及び作業チーム員をもって構成する。

6 オーラルヒストリーチーム

作業チームの下にオーラルヒストリーを実施するオーラルヒストリーチームを置き、学校長が指名するオーラルヒストリーチーム長及びオーラルヒストリーチーム員をもって構成する。

7 任 期

第2項第2号イに掲げる委員、第5項に掲げる作業チーム長・作業チーム員及び第6項に掲げるオーラルヒストリーチーム長・オーラルヒストリーチーム員の任期は2年とし、再任を妨げない。

7 庶 務

委員会の庶務は、総合情報図書館事務室において行う。

8 委任規定

この通達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。